恩納村の美しい景観を未来の子どもたちに

建物の塗装を塗り替える前に 景観ルールの確認をお願いします

恩納村では、美しい自然景観と調和したまちなみを守るため、
「恩納村景観むらづくり計画」に基づき、建築物の外観に関する基準を定めています。
外壁や屋根の塗り替えを行う前に、**景観基準をご確認ください。**

塗装前に確認してください

- ☑ 外壁や屋根の塗装の塗り替えも、景観法に基づく届出が必要となる場合があります。
- ☑ 工事を計画したら、まずは企画課 基地・土地利用対策係へご相談ください。

景観に関する手続きの流れ

① 事前相談	② 届出	③ 内容の確認	④ 適合通知
計画の段階でまずはご相談ください。	必要書類を提出します。(提出先:恩納村役場)	内容を確認し、必要に応じて助言します。	確認後、ルールに沿って適合通知を行います。

※着工の30日前までに届出を行ってください。

色彩基準(全地区共通)

外壁の基調色

明度	彩度
8以上	2以下

(マンセル値)

色相(いろあい) マンセル表色系 彩度 2.0

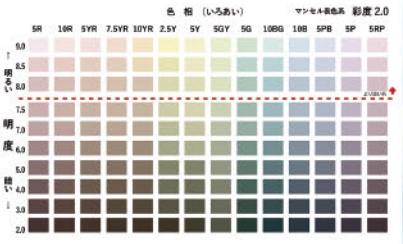

※こちらの色は、印刷による色再現のため実際の色とは、異なります。
正確な色票または色見本でご確認ください。

アクセントカラーの使用基準

周辺景観との調和を図るため、アクセントカラーの使用は面積の割合を守りましょう。

リゾート景観創造地区	その他の地区
建築物の外壁面積の5%以下	建築物の外壁面積の10%以下

※アクセントカラーは、できるだけ使用面積を小さくし、建築物全体の調和を図ってください。
アクセントカラーの使用面積は、建築物の外壁面積の5%または10%以下

このような色彩が景観と調和します(推奨色のイメージ)

白系 / ベージュ系 / アイボリー系 / 淡いグレー系 / 落ち着いた無彩色系

鮮やかな原色や高彩度の色彩は、周辺景観と調和しません。
(例:鮮やかな赤・黄・緑・紫など)

事前の確認が大切です

塗装工事に関するお問い合わせやご相談をいただく機会が増えています。
工事後の手戻りを防ぐためにも、塗装工事の前に景観基準のご確認と事前相談へのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ:企画課 ☎966-1201

詳しくはこちら▶